

中央近代化基金「激甚災害融資」推薦申込公募要綱

- **激 甚 災 害 名** 平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨および豪雨による災害
- **公 募 枠** 5億円
- **融 資 推 薦 対 象 者** 平成26年9月5日付政令第301号で激甚災害に指定された暴風雨および豪雨による下記(1)及び(2)のいずれかに該当する岐阜県トラック協会に6ヶ月以上(H25年12月以前)加入している貨物自動車運送事業者及びその共同体であって、商工組合中央金庫(以下「商工中金」という。)との取引資格のある者

(1) 平成26年7月30日から8月25日までの間の暴風雨および豪雨による激甚災害により、事務所もしくは主要な事業用資産について全壊、半壊、その他これらに準ずる被害を受けた者。

(2) 今次激甚災害により、今後2ヶ月の運送収入又は輸送トン数が、前年同期と比べ20%以上の減少が見込まれる者。
- **公 募 期 間** 平成26年10月1日(水)～平成26年10月31日(金)
- **申 込 み 先** 岐阜県トラック協会を通じ全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)宛申込み
(注)本社所在地は指定された区域外にあり、事業所所在地が指定区域内にあつて、当該事業所が被害を受けた場合は、本社所在地の地方協会に申込むこと。また、その場合は当該指定区域にあつて被害を受けたことが判明できる被災証明書等を提出すること。
- **融 資 対 象 資 金** 激甚災害を受けた事業者の経営安定の確保を目的とした事業の再建又は正常な操業維持に必要な設備資金及び運転資金

(1) 設備資金 (物流施設の整備、福利厚生施設の整備、車両・荷役機械の購入、その他これらに準ずるもの。)

(2) 運転資金
- **融 資 条 件**

(1) 融資限度	個別企業体	5千万円
	共同体	1億円
(2) 融資利率	取扱金融機関の所定の利率による。	
(3) 償還期間	10年以内。但し、法定耐用年数が10年を下回る場合は、法定耐用年数以内。 車両については5年以内。	
(4) 据置期間	1年以内	
(5) 担保・保証人	取扱金融機関の定めるところによる。	
- **利 子 補 給 率** 個別企業体・共同体とも 年0.6%
- **地方協会から全ト協
あて推薦期限** 平成26年11月7日

● **融資推薦適否
決定通知予定日**

平成26年11月14日

● **取扱金融機関**

岐阜県内の商工中金支店・営業所及び代理店

● **推薦通知書の
有効期限**

平成27年3月末

● **申込み必要書類**

推薦申込みにあたっては、次の様式を使用すること。

- (1) 融資推薦申込書(様式1号)
- (2) 企業要項(様式2号の1・様式2号の2)
- (3) 事業計画書(様式3号)・・・設備資金の場合
- (4) 激甚災害等に係る被害状況報告書(様式12号)・・・運転資金の場合
- (5) 激甚災害等に係る融資に関する念書(様式13号)

提出された書類は返却しませんので、取扱金融機関宛の提出書類はコピー等別途ご用意下さい。
また、その他融資審査に係る添付書類等は、取扱金融機関からの依頼によって提出して下さい。

● **その他**

この要綱に定めのない事項は全ト協の近代化基金運営要領及び中央近代化基金運営事務取扱細則の定めるところによる。

政令第301号に定められた激甚災害 平成26年7月30日から8月25日までの間の豪雨および暴風雨による災害	
豪雨の定義	前線によるものをいう
暴風雨の定義	平成26年台風第11号及び第12号によるものをいう